

「ちばで発見！職業観育成コンテンツ」制作業務委託仕様書

「ちばで発見！職業観育成コンテンツ」（以下、コンテンツ）の制作業務事業に係る委託契約については、契約書に定めるものの他、この仕様書の定めるところによる。

1 目的

実社会で働く人々のドキュメンタリー動画を中心とした職業に関する総合的な情報等や千葉県立高等学校の専門学科に関する情報を主にインターネット上で提供し、中学生や高校生が千葉県内の産業の魅力を知るとともに、産業や職種についての理解を深め、職業意識の醸成や主体的な進路選択に役立てられるようなコンテンツを制作する。

2 制作方法

業務委託

3 委託内容

(1) 総合企画・構成（計画の策定）

(2) 動画の撮影および編集

【①職業編・②学科編】

①千葉県特有の職業を中心とした紹介動画（8本程度×各5分程度）

②千葉県内の特色ある学科の県立高等学校の紹介動画（4本×3分程度）

※令和4年度に制作・公開した動画（下記のもの）とは異なる業種・学科とする

職業編：情報 IT・農業・工業（医療機器製造）・水産（食品加工）・

観光（ホテル）・福祉・国際・医療

学科編：水産（海洋科）・農業（畜産科）・福祉（福祉教養科）・工業

（参考）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL0EZstJeMoA5oi4RmYXn3u-kUdKljl1Gc>

(3) コンテンツのデータ作成（紹介文、添付資料等）

(4) 上記の効果的なPR

(5) その他業務を遂行する上での連絡・調整関係

4 動画内容（例）

（1）職業編

千葉県内で働く雇用者又は経営者へのインタビュー 1本あたり2～3人程度

<主な内容>

中学生や高校生を対象とし、その職業について興味関心が高まるような、職業の魅力や職業人の生き様について紹介する。

ア 千葉県の産業の魅力のPRにつながるもの、労働市場の実態に合うもの

イ 現代の社会の変化に対応するもの、10～20年後を見据えたもの

であることが望ましい。

- ・どのような仕事をしているか
- ・仕事に対する姿勢、考え方
- ・その仕事の魅力ややりがい、困難を乗り越えた体験
- ・なぜその仕事を選んだか
- ・中高生時代に何をしておいたらよいか
- ・仕事をするうえで心がけていること、大切にしていること
- 等

<出演者>

- ・千葉にゆかりのある方（生まれ育った方が望ましい）
- ・職業に関する学科出身者を含めることが望ましい

<その他>

- ・「字幕」または「セリフの文字起こし」を入れる
- ・生徒が興味関心を持たせるように工夫する
- ・職種・地域のバランスを考慮する

（2）学科編

千葉県内の職業に関する学科紹介

<主な内容>

- ・どのような特色があるか
- ・卒業生の進路先
- 等

5 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

6 コンテンツの要件

千葉県のホームページにアップできる電子データで納入すること

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議及び文書による申請・承認により業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした被害を含む）は、受注者の自己責任で処理すること。また、受注業務終了後も同様とする。

(3) 著作権

- ・納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法第 21 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 26 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条、及び第 28 条に規定する権利をいう。）及びその他の知的財産権は、第三者が権利を有している映像素材を除き、全て委託者に無償で譲渡するものとする。また、成果品は委託者が YouTube や X（旧 Twitter）、Instagram 等の SNS への投稿、ホームページ等の掲載等に随時使用できるものとする。ただし制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・委託者は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- ・受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないこと。
- ・委託者が成果品を使用するにあたり、映像素材の権利を有している第三者との協議が必要となる場合、協力すること。
- ・第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・制作にあたって、肖像権や意匠権、著作権その他権利等については、撮影前に必要となる一切の手続き及び使用料の負担等を受託者が行うこと。その際、相手方や権利処

理の内容等について明確に記した報告書を作成し、手続きした書類（写し）を添付して提出すること。なお、手続きを行う際は事前に委託者への了承を得ること。

- ・映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。

(4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、原則、全て委託者に帰属するものとする。

ただし、受注者保有の既存作成物については権利を留保するものとし、この場合、委託者は使用許諾を与えられたこととする。

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額とする場合がある。
- (2) 業務で使用する PC 機器・ネットワーク環境等は、受注者が準備すること。
- (3) 業務に係る交通費・出張費・諸経費等は受注者の負担とすること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。